

## 第 52 回 統計委員会 議事録

1 日 時：平成 23 年 12 月 16 日（金）12:59～15:19

2 場 所：中央合同庁舎第 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者：

### 【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、安部委員、川本委員、北村委員、西郷委員、  
白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

#### 《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

西川内閣府大臣官房総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

## 4 議 事 次 第

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第 42 号「科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）」について
- (3) 部会の審議状況について（報告）
- (4) その他

## 5 議 事

○樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 52 回「統計委員会」を開催させていただきます。

議事に入る前に、本日用意されている資料について、説明をお願いいたします。

○内閣府統計委員会担当室長 まず議事の（1）ですけれども、本日諮問される予定の統計調査の審議に協力いただく専門委員の任命等につきまして資料 1 と資料 2 で御説明を行います。

次に、議事の（2）の科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更についての諮問については資料 3 により御説明いただきます。

その後、議事の（3）で、労働力調査と就業構造基本調査の変更について資料 4、小売

物価統計調査と全国物価統計調査の変更について資料5で、それぞれ部会の審議状況について御報告いただく予定でございます。

また、部会の状況についても詳しい資料をこのドッジファイルに用意してありますので、こちらも御覧いただけたらと思います。

以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。統計委員会専門委員の発令等につきまして、まず資料1に基づきましてお諮りしたいと思います。

議事の(2)に諮問されております、科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更についての審議に参加していただくために、家泰弘専門委員、長岡貞男専門委員、鷲谷いづみ専門委員を本日12月16日付で任命したいと考えております。また、部会に所属する専門委員につきましては、資料2のとおりとしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目の議題、諮問案件の審議に移ります。まず諮問第42号「科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更(名称の変更)について」につきまして、総務省から説明のほどをよろしく願います。

なお、委員の皆様の御要望、前回委員会終了後、皆さんと御意見を交わしましたが、今回からこの希望に添いまして、諮問する案件の説明の際に、直近の答申における今後の課題への対応状況及び基本計画で指摘された事項への対応状況、調査状況・事項等が関連するほかの統計の現状など諮問案件に関連する動向についても御説明いただき、審議の対象としていきたいと考えております。委員会を活性化するというような趣旨で、表面的な問題だけではなく、過去との連続性も考えながら深い審議を行っていきたいというような趣旨でそのようにさせていただきたいと考えております。

また、必要に応じまして統計作成・調査実施府省からも補足的な説明をいただくということで、より詳細な説明を求めるといことにしたいと考えておりますので、併せて審議時間につきましても十分確保することとしたいと思っておりますので、御承知おきのほど、よろしく願いいたします。

それでは、資料3に基づきまして資料の説明のほどをよろしく願います。

○中川統計審査官 それでは、政策統括官室の方から諮問の趣旨と前回の統計審議会の対応、他調査との関係等について説明いたしまして、実際の調査の変更については調査実施者の方から説明をしてもらいます。

まず資料3ですが、1枚おめくりいただいて「諮問の概要」のところをお開けいただきたいと思っております。

今回の科学技術研究調査ですが、この調査は研究費と研究者を主な調査項目としています。研究費というのは、例えば基礎・応用・開発研究とか目的別の研究費、例えばライフサイエンスとか情報通信、環境といった分野の研究費を調査しています。それから、研究者については専門別の内訳、例えば数学とか情報科学とか化学とか地学、こういった分野

の研究者の数を調査しています。対象は、企業、非営利団体・公的機関、大学等を対象にしています。

この調査ですが、昭和 28 年には研究機関基本統計調査という名称で行われていまして、これは毎年の調査ですが、昭和 35 年から科学技術研究調査という名称に変更しました。

なお書きの下ですが、調査結果については、科学技術基本計画で掲げられた具体的な数値目標、これは研究開発投資額を GDP 比の 4 % 以上という目標設定がありまして、この目標達成状況については科学技術研究調査で把握できるようになっています。直近の話をしますと、平成 23 年 12 月 14 日に一番新しいものが公表されまして、総額は 17 兆 1,100 億円で、GDP 比では 3.57% ということで、4 % にはまだ達していません。ちなみに、平成 21 年は 3.6% でした。それから、その前の平成 20 年は 3.8% で、平成 20 年までは徐々に上がっていましたが、平成 21 年、平成 22 年は下がっているという状況です。それから、国民経済計算における国民総生産の推計にも利用しています。また、研究費、研究者数については OECD ヘデータ提供して報告しております。

今回の諮問の趣旨ですが、2 パラ目ですけれども、第 4 期科学技術基本計画、科学技術基本計画といいますのは、科学技術基本法第 9 条第 1 項に基づいて策定されているものです。これで第 4 期科学技術基本計画が策定されました。ここに書いてありますように、平成 23 年 8 月 19 日に閣議決定されました。その中で「震災からの復興、再生の実現」、それから、後でまた説明があると思いますが、「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」という 3 つの主要な柱が立てられました。この科学技術研究調査は、この科学技術基本計画との関係で整理をしていますので、基本的にはこの閣議決定で主要な項目を入れ込んで整理するというので、今回諮問することになりました。

具体的な概要についてはまた説明がありますが、資料 3 の参考資料を御覧になっていただければと思いますけれども、参考 1 として、平成 13 年 12 月 14 日に出された前回の統計審議会の答申が掲げてあります。

これの 4 ページを御覧いただければと思います。このときに「2 今後の検討課題」として 4 点挙げられています。

1 つは標本設計の改良で、2 行目辺りですが「研究実績のある企業の割合等の情報が得られることから」ということで、研究実績の情報を入れて標本設計をしろということですが、後で説明があると思いますが、研究実績のある、なしというのは標本設計において対応されています。

それから、なお書きの下のところですが「層化基準として資本金だけではなく従業者数も利用すること」と書いてありますが、従業者数と研究実績というものは相関があるということで、今回標本設計で新たに従業者数も層として入れるという措置を取っています。

もう一つ、その下の「親会社及び子会社の有無に関する情報を活用すること等」というふうに書いてありますが、今回の 10 億円以上の企業というのは全数を調査しています。そ

れから、研究実績のある1億円から10億円未満のものも全数を調査しています。ですから、1億円未満のものについて、親会社・子会社の情報を取り入れて抽出する必要があるということですが、研究費総額に占める1億円未満の経費というものは2.9%にすぎないということで、精度という意味ではこういった層別をしても費用対効果の面で余り意味がないのではないかとということで、措置は取られていないということです。

2番目の「研究者の専門別内訳」ということですが、科学技術に関するマニュアルを0ECDが作成しています。これはフラスカチ・マニュアルというものですが、これに対する対応で今回、後で説明がありますが、情報工学と心理学を入れるという対応を取っています。

3番目のより新しいフルタイム換算値の算出ということですが、当時は平成4年に実施した「フルタイム換算に関する研究調査」の調査結果に基づく係数により算出された値が用いられていたということです。要するに古かったわけですが、これについては平成21年の9月14日に大学等におけるフルタイム換算データに関する調査を文部科学省が実施しましたので、このフルタイム換算値を使って調査をするということです。

ちなみに、フルタイム換算ということですが、大学の研究者といいますのは研究活動ばかりをやっているわけではなくて、教育活動もやっています。それから、教育に関連した社会的貢献活動もやっています。ですから、総従事時間に対する研究活動の割合を出しています。それがフルタイム換算値です。これは新しいものを使うということです。

それから、インターネット等を利用した調査の導入ですが、これについては平成20年調査から政府統計共同利用システムのオンラインシステムに移行しているということです。

前回の統計審議会の対応は以上です。

それから、参考2を御覧になっていただければと思いますが、これにつきましては科学技術研究調査に関連する統計がどういうものがあるかということで、一般統計調査が2本あります。文部科学省の調査です。

1つは民間企業の研究活動に関する調査で、これにつきましては科学技術研究調査の対象となっている企業を対象に調査をしています。調査内容につきましては、ここに書いてありますように、研究開発者の採用状況を主に調査しています。それから、主力製品・サービスの特徴、市場の特徴ということで、科学技術研究調査との重複はありません。

2つ目の全国イノベーション調査ですが、これは不定期調査となっていますけれども、第1回目は平成15年、第2回目が平成21年に実施されました。これについては、ここに書いてありますように、プロダクト・イノベーション、一応、注では書きましたが、新製品あるいは新サービスの市場への投入状況、こういったものの調査をしています。

基本的に重複はないのですが、※印のところにありますけれども、調査項目に関しては、売上高という意味では科学技術研究調査と重複しています。それから、研究開発従業者数、これは総数を捉えています。科学技術研究調査では内訳を取っています。研究者とか研究補助者、技能者、博士号も取っていますが、こういった内訳を科学技術研究調査では把握

しています。

もう一つ、研究開発費、これは総額をイノベーション調査ではとらえています。科学技術研究調査では研究開発費の中の人件費とか原材料費とか有形固定資産購入費、リース料という内訳を取っているということで、基本的な合理的な範囲ということで重複はないという判断をしています。

それから、参考3を御覧になっていただければと思いますが、日本学術会議からの提言を抜粋したものです。

ここに一応、アンダーラインを引きましたけれども、フラスカチ・マニュアル、要するに OECD が作成した科学技術に関する国際的な標準マニュアルですが、フラスカチ・マニュアルに準拠した科学技術研究調査をよりの確なものにするための不断の検討を行ってほしい。それから、研究の性格別分野における「応用研究」の説明の表現、これについては今回改正をする予定であるということです。それから「コンピューター・サイエンス」など新興分野の適正な位置づけなどの改善。これも今回調査項目として入れるという予定になっています。それから、調査項目の頻繁な変更は長期にわたるデータの比較を損なうことにも留意しなければならない。

2 番目ですが、学術データ収集や各種調査に際して研究現場への負担をできるだけ少なくする工夫が望まれるということが書いてありますが、一応、今回の調査に当たりまして、大手の建設会社とか独立行政法人とかに実地調査に行きました。その結果、報告する人は人事担当とか会計の部門でして、その限りでは研究者の方にはほとんど迷惑はかかっていないというような状況でした。

それから、参考4につきましては「統計法令に基づく統計調査の承認状況」ですので、参考にいただければと思います。

私の方からは以上です。

○樋口委員長 担当府省からは何かありますか。

○説明者 それでは、ただいま審査官の方から御説明をいただきましたものにつきまして、実施省庁として別添の方でもう少し詳しく補足させていただきたいと思います。

別添ということで資料が付いておりまして、最初に「4 報告を求める者」というところの選定方法の変更ということで書かせていただいているものでございます。「申請事項記載書」の最初のページでございます。これは先ほど御説明いただきました平成13年の答申に基づきまして、標本の抽出方法を一部変更しようというものでございます。基本的にこちらに書かせていただいておりますように、まずは前年度の研究実施の有無を加味した上で、資本金の階級を設けまして、企業を抽出するという構造になっているところでございます。

それで、資本金が10億円以上の企業につきまして、また前年度に研究を実施していることがわかった企業で1億円以上10億円未満という企業につきましては、あとは連関表で「産業」に分類されている法人、独法であってもそういう「産業」に分類されている法人

も若干ありますが、そういう法人につきましては全数を調査の対象とするということでございます。この辺は平成 13 年の答申を踏まえた上できっちり対応しているという部分かと思えます。

それ以外につきましては、1 億円以下の部分でございますが、調査対象から悉皆の企業数を除いたものを総数といたしまして、層別にネイマン配分を行いまして標本をこれまで配分してきているところでございますけれども、平成 13 年答申で従業者規模、従業者の観点も加味するというのを御指摘いただいたことも踏まえまして、従業者規模に応じまして系統抽出をするという扱いにさせていただけたらと考えているところでございます。

1 点目は以上でございます。

2 点目以降は調査票の変更を伴いますので、A 3 判で付いている調査票の新旧対照表を御覧になっていただきながら御説明させていただけたらと思えます。

まず 15 ページで、先ほど審査官から御説明がございました専門別区分の追加というところでございます。これにつきましては、フラスカチ・マニュアルという OECD のいわゆる努力義務を定めた基準がございまして、各国ともそれぞれ様々な、自国の事情に応じながら準拠を図っているものでございます。

こうしたものに関しまして、先ほど学術会議の御提言の話がございましたが、これは学術会議の方でも学術統計の在り方について御検討を昨年来やっておられまして、今年 7 月に答申をお出しになったというものがございます。学術会議の答申の中で、この学術統計の整備と活用に向けてということで、インプットからアウトプットまで非常に幅の広い御提言ですけれども、その中で私どもの統計につきましても、いわゆるフラスカチ・マニュアルについては各国に比べても非常に忠実にこれまでそれに準拠してきているという御指摘もありまして、また、調査の精度も高いと先生方から評価をいただいているところであります。

しかしながら、学術会議といたしまして、先ほど審査官からお話がございましたように、この専門区分については検討するように、それから、後で御説明いたしますが、応用研究の定義の説明文の書き方につきましては、フラスカチ・マニュアルに若干そぐわない部分があるという御指摘をいただいた経緯がございます。この部分につきましては、そうした平成 13 年の答申のほか、学術会議からもそうした御指摘をいただいているということもありまして、今回、こちらの新旧対照表のような形で直させていただければということで案をお示ししているものでございます。

2 つございますが、1 つが情報科学というものを追加してはどうだろうかと考えております。フラスカチ・マニュアルの中ではコンピュータ科学という言い方をしているところではございますけれども、中では数学的要素とソフトウェア開発を含む。それで、ハードウェアの開発は除くというふうにされているところでございまして、日本語ではコンピュータ科学といいますとハードウェアも含むように誤解をされる可能性もございますので、名称は情報科学で、置き場をどうするかということでございますが、ハードが入らないと

いうことで、理学の方に置かせていただけたらというふうに考えているところでございます。

また、この調査は自然科学のみならず人文科学も包含している調査でございまして、フラスカチ・マニュアルでも同様に人文科学の記述もございまして、それと照合いたしまして、心理学というものもここで追加していったらどうかというふうに考えているところでございます。

心理学については、基本的にその置き場をどうするかということが問題になろうかと思いますが、次に1枚おめくりいただきまして、心理学が国立大学でどこら辺に、どういう学科に置かれているのか。要は人文科学なのか、社会科学なのか、あるいは教育というカテゴリーに置かれているのかというものを調べてみますと、実はフラスカチ・マニュアルでは社会科学に分類することをいわゆる標準という形で示しておられるのですが、我が国ですと実は社会科学に置かれているものは少なく、むしろ教育関係とか、そうしたところにこうした心理学関係の学科が置かれているという実態も非常にたくさんございました。そうしたことを踏まえまして、心理学についてはその他の部門というところで、記入者が迷わないように置いていきたいというふうに考えているところでございます。

1番目の研究者の専門区分の追加は以上でございます。

それから、16ページの「『特定目的別研究費』の分野の追加」でございまして。こちらは第4期科学技術基本計画、震災の関係で閣議決定が遅れておられましたが、今年の夏に閣議決定されたものでございます。

今回、これまでの第3期計画まではこちらで変更前と書いているところ、16ページの下の欄でございまして、ライフサイエンスとか情報通信とか環境とか、そういう形でいわゆる重点項目が掲げられていたところでございますけれども、今回第4期計画からそうしたものが一掃されまして、こちらの変更案に書かれていますように「震災からの復興、再生の実現」「グリーンイノベーションの推進」「ライフイノベーションの推進」という3項目を、いわゆる研究開発分野の重点事項ということで掲げられたところでございます。これまで国が科学技術基本計画に基づきまして推進いたしますこうした分野につきまして、この調査の中で研究費を把握してきたところでございます、今般新たに掲げられた目標につきましてもここで把握していく必要があるということで調査の対象に追加してまいりたいと考えているところでございます。

このとき問題になりますのは、これまで第3期まで取ってきた事項をどうするのかということもでございます。1つは、この第3期まで取ってきた事項で再編整理する形で新たに設ける「震災からの復興、再生の実現」「グリーンイノベーションの推進」「ライフイノベーションの推進」を統計的に作成することができればいいのですが、それぞれ従来の分野の一部ずつが包含されて、なおかつ、それで全てを尽くしているわけではないという関係もございまして、そういう形での整理は困難である。それでは、今まで取ってきた8項目をここで削除してしまうかということにつきましても、こうした科学技術基本計画に掲

げられなくなったとはいいまでも、それぞれの科学分野におきます極めて重要な研究事項でございまして、これらの時系列比較という観点から、削除するのは適当ではないのではないかと。

また、こうした研究をお使いいただいている関係省庁の御意見をお伺いいたしましても、これは続けていただきたいという御要請をいただいておりますので、今回、従来の8項目取っていた特定目的別研究費に新たに第4期計画で掲げられた3つの重点事項を合わせる、追加するという形で、若干、客体から見ると重複にはなるのですが、それぞれお書きになっていただくという形にさせていただこうかと考えているところでございます。

ちなみに、この第4期科学技術基本計画は今年の夏に閣議決定されたものでございますが、既に平成23年度から予算的に実施されているものでありまして、これを押さえていくためには、この平成23年度の研究費を調査する調査、要するに来年の科学技術研究調査からこの項目を取っていかないと数字が取れないという事情がございまして、この部分につきまして、非常にスケジュールがタイトなのですが、是非入れさせていただけたらということ考えているところでございます。

併せまして、また部会の方で御審議いただくことになろうかと思いますが、若干調査票のスペースがなくなったので、記入の説明文につきましては記入上の注意の中に落とさせていただいて整理させていただいているところでございます。

ちょっと飛びまして、20ページになるのですが、「『応用研究』の説明文の記述の変更」ということで、こちらの変更前と変更案の①のところを御覧になっていただきたいのですが、基礎研究、応用研究、開発研究ということでフラスカチ・マニュアルにのっとりまして、研究の性格別にその額を聞いているところでございます。これまでずっと、平成13年度の計画を見直したときからこの形でやってきているところでございますけれども、日本学術会議の方で国際基準との整合性という観点で御検討されたときに、応用研究の書き方がフラスカチ・マニュアルの書き方と全く違っているわけではないのですが、ただ若干、誤解を与える部分があるのではないかと御指摘をいただいたところでございます。

線を引いているところでございますが、変更前ですと「② 応用研究」の中に「基礎研究によって発見された知識を利用して」という前文が入っております。これは実はフラスカチ・マニュアルにはこれに該当するような文章はなかったところでございまして、平成13年にこの調査を変更の審議の際に最終的に、当時の審議の記録には明確には残っていないのですが、恐らく調査客体に対して、ある程度わかりやすく文章としてお示しするという趣旨ではなかったのかなと現時点で推測はしているのですが、若干記述の違うところがございました。これ自身でそもそも、この調査がそれほど大きくフラスカチ・マニュアルと逸脱しているかといいますと、そうではないのではないかとはいっていたのでございますが、今般御指摘もいただいたこともありまして、この部分を削除して、左の「② 応用

研究」の四角囲みで書いているような書き方にさせていただければと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○樋口委員長 詳細な説明をお願いしまして、直前にお願いしたのでいろいろ大変だったと思いますが、どうもありがとうございました。

今後の本委員会の活性化、調査審議の精緻化というものを考えましても、今後、やはり直近の答申において課題として掲げられているものが実現しているのかどうかというようなこととか、あるいは基本計画で指摘されています事項へ十分対応ができているのかどうか、また、過去の調査との連続性において、一方において今度は国際比較とかという視点、あるいは利用者からのニーズの視点で変更していくというようなところもあると思いますので、両者のバランスを取りながら審議していくということで先ほどのような説明をお願いした次第であります。どうもありがとうございました。

それでは、本件はサービス統計・企業統計部会に付議しまして、同部会で慎重に審議していただくというふうに考えておりますが、本委員会も各部会に任せきりということではなく、ここで深く議論していくというようなことにしたいと考えておりますので、皆様から御意見、御質問を受けたいと考えております。どなたからでも結構ですので、どうぞよろしく願いいたします。

安部委員、どうぞ。

○安部委員 1つは質問で、1つは今回反映するというのは不可能かとは思うのですけれども、もうちょっと全体的なこととして、こういった統計に関する考えということで述べさせていただきます。

1つは、今回加わったところについて、震災からの復興とかと、従来の8分野が重複する場合、つまり、例えばライフサイエンス分野というようなものとライフイノベーションというものは、先ほども客体から、答える側から見たら重複するのではないかということでしたけれども、この重複はどういうふうに処理するという前提での御提案なのかというのをもう一回ははっきり御説明いただきたいというのが1つです。

2点目は、調査票を拝見いたしましたら、これは研究者の年齢構成のようなものを調査するというのは全くないように思います。研究の世界では、若手支援とか、あるいはここには女性についての言及もありますが、こういうことを考える際に年齢は非常に重要な情報でありまして、特に研究者として研究機関に入るところで若手がどうしているかというようなことは政策的にも大変重要だと思うのですけれども、そういうニーズに応える統計があるのかどうかというようなことや、あるいはこの調査でそういうことを調査するというような可能性はないのかというようなことを感じました。

以上です。

○樋口委員長 関連している調査についても先ほど御説明をいただいているのですが、それぞれの調査の特性を本委員会でもはっきりさせていこうということで、類似したものに

ついて重複しているところについては先ほど御説明いただいたのですが、今のよう  
な問題で、ほかでやっているのかどうかということについて、今すぐわからなければ部会  
の方で御審議いただくということになるかと思いますが、まず第1点についてはいかがで  
しょうか。

○説明者<統計局> 重複の考え方ですが、まず取らなければいけないものというのは、  
今回、科学技術基本計画に掲げられた3項目の、官民合わせての研究費が幾らか。この官  
民合わせての研究費を把握できるのはこの調査だけなので、これがないと政府としても評  
価ができない。それで、従来からの重複ですが、そこは事実上、どこが重複しているか  
というのは排除が不可能だと考えております。したがって、この項目におきまして掲げ  
られた、例えばライフィノベーションで掲げられたものと、それから、従来ですとライフ  
サイエンスでしたか、そちらで掲げられたものはかなりの部分重複するかと思いますが、  
ただ、例えばライフィノベーションのところには介護とかそういう観念が導入されていま  
して、介護関係の研究開発も含まれてくることになろうかと思えます。

そういうところで若干違いが出てくるのですが、この調査の中でそれぞれ重複を排除す  
るというのは事実上不可能なところだと思いますので、それぞれの研究費がこういう観点  
から見ると幾らであるということを時系列的に比較できるような形で出していただけるとい  
うふうに考えております。

○樋口委員長 総務省、何かありますか。

○中川統計審査官 1つは研究者の年齢別の話ですが、一応、先ほどからありましたフラ  
スカチ・マニュアルでは年齢別構成を把握する必要があるというふうなことは述べられて  
います。ただ、負担のこともあって現在は取っていないということなのです。

○樋口委員長 それでは、その点よろしくお願いします。

深尾委員長代理、どうぞ。

○深尾委員長代理 フラスカチ・マニュアルとの関係ですけれども、先ほど御報告にもあ  
ったとおり、フラスカチ・マニュアルというのは国際比較のために非常にベーシックな基  
準を定めていて、それに従うことで初めて厳密な国際比較が可能になるという性格を持っ  
ていると思いますので、やはりどれくらい従っているかということをはっきり把握してお  
くということは非常に重要だと思います。

基本計画でも、我が国の姿を諸外国との相対的な比較のもとに確認するといった目的か  
らは各種国際基準を十分に踏まえ、国際比較の可能性を向上させることが必要であるとい  
うふうに書いてありますし、御承知のように、国際比較を行う上においても特に重要であ  
るという統計の性格は基幹統計の3番目の要件としても考えられているわけです。

そういう点から見ると、フラスカチ・マニュアルに準拠しているかどうかということと  
同時に、国際比較の統計、例えばOECDは加盟国等に対して各国に定期的にThe common OE  
CD/ Eurostat core questionnaire and the Eurostat module という報告をさせていまし  
て、それに基づいて国際比較統計をつくっているわけです。その国際比較統計を見る限り、

かなり日本について空欄であったり、それから、特段の注記が付いているというものが多い。そのところはやはり確認して、実際の国際比較において、例えば OECD で行われている国際比較において、ちゃんと日本が比較できる形になっているかどうかということを確認する必要があると思います。

今回のお話は、国内の総合科学技術会議とか日本学術会議等から指摘された整合性についての対応が議論されましたが、もう少し幅広に原点に立ち返って、実際に国際比較がちゃんと行われているかどうかという視点から見ていく必要があると思います。

そういう視点からちょっと確認してみたのですが、例えば研究開発の定義自体の文言、これも直訳ならいいというものでもないのですが、そもそも違うとか、それから開発研究という言葉自体も、例えばフラスカチ・マニュアルですと Experimental Development ですか、試験的開発になっている。それから基礎研究のところ、日本ですと「仮説や理論を形成するため」という文言が入っていますけれども、もともとの OECD のものにはそういう文言は入っていないとか、そもそもの定義のところから違いがあって、今回の1つ応用研究のところでは変えるという提起がありましたが、それだけで同じになるわけではないということに注意する必要があると思います。

あと、重要な論点としては、例えば性格別の研究開発費の算出方法について、フラスカチ・マニュアルでは支出のうちの経常経費の部分で区分を考えるべきであるとされているのに対して、日本の場合は資本支出も含んでいますので、そうすると資本支出が多い応用研究とか開発研究の割合が見かけ上日本の場合は多くなってしまふ、そういうバイアスが生じる可能性もこれまでも指摘されていたかと思います。

それから、資金源や支出先に関する基幹分類のところ、親子関係については今日の話にも出たと思うのですが、とらえられているのですけれども、例えば同一グループ内での取引については恐らく日本ではちゃんと捉えられていないのではないかと思います。これもフラスカチ・マニュアルには従っていないということかと思います。

それから、今日は分野の話が、フラスカチ・マニュアルで言いますと、科学技術分野分類、FOS というものに当たると思われますけれども、これは 2002 年に出版された後に OECD で合意された 2007 年の一覧がありますが、6 大分類は大体、日本は準拠していますけれども、その中の分類はかなり違ってきます。今日、その 2 つを加えるという話がありましたが、それで済む話ではなくて、まだ全然違ってきているというのが現状だと思うのです。

あと、先ほど安部委員がおっしゃった年齢とか性別の問題は、私も非常に大事な問題だと思ひまして、これもフラスカチ・マニュアルには先ほど御指摘のように書いてあるのですけれども、日本は従っていないということかと思います。

以上がフラスカチ・マニュアルとの関係です。

あと、ちょっと気になる点をもう 2 点ほど追加させていただきたいです。

1 つは、2008 SNA で求められている研究開発支出の資本化が、日本は遅れていて、次の基準改定までにやるということが計画になっているわけですが、そのところで既に研究

開発支出の資本化について先行している、例えばオーストラリアとか米国等では、この研究開発支出の調査を行っている部局と、SNA をつくっている部局が非常に緊密に連携して作業を進めてきたということが OECD の NESTI の会議でも報告されています。例えばアメリカであれば NSF と BEA がほとんど毎月会合を開いて詰めていった。それで、必要な調査は追加したということが行われたようです。

恐らく日本についても、これはボールはどちらかという内閣府の方にあるのかもしれませんが、内閣府と総務省が協力されて研究開発支出の資本化が厳密な意味で進むように考慮することが必要であると思います。

あと、先ほどの報告でフルタイム換算データのお話が出て、これは文部科学省が主にやっているというお話も出たと思うのですが、ここところが、そうすると結局、例えば研究員の分類等で文部科学省と総務省のすり合わせといいますか、できるだけ協議して調整していくことが必要であると思います。例えば具体的には、丙票の各大学等における医局員・その他の研究員という範疇がありますが、文部科学省の調査によるとこれは様々であって、例えば大学病院みたいところで研究時間は、おなじ医局員・その他の研究員の中でももう少し細かく属性を見ていかないと非常に違っているという結果が出ているようです。そういうことなら、そこは例えばこれをもっと細かく見ていく、医局員という定義がこれでいいかどうか考える、そういった調整を是非文部科学省との間でもしていただけだと思います。

以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

先日の新聞に GDP に占める科学技術費の比較が出ていたようですが、あれも非常に重要に皆さん注目しているところで、その基本となる統計が共通になっているのかどうかというのは皆さんの基本的な関心事かと思しますので、どこまでやるかというのはまた過去との連続性において、過去と比較できなくなっても困るということもありますので、部会で御審議いただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

もう一つ、実はこの科学技術研究調査は民間開放のテーマでもあり、また平成 19 年から既に民間に委託し、調査をしているということになっているかと思いますが、これは本委員会の委員の先生方の中にも、これについて造詣の深い先生がいらっしゃると思いますので、具体的に廣松先生、椿先生から、これについての御意見をいただきたいと思います。

○廣松委員 今、委員長から御紹介があったとおり、この科学技術研究調査はいわゆる公共サービス改革法が制定・実施されてから、統計局で初めて、法の対象として民間開放したものです。最初はたしか 1 年ぐらいは試験的な実施だったわけですが、それから平成 20 年からは複数年契約ということとなり、今、平成 22 年 12 月までが第 1 期、そして今、第 2 期に入っているという状況だと思います。第 1 期目の民間開放に関しては既に内閣府の公共サービス改革推進室の方からその実績評価が出ております。大変細かいところまで見ているわけですが、全体を通して言いますと、まず事前に民間に開放・請負委託をする前

に目標、それは質の確保ということですが、目標とすべき回収率を明示して、それを実現するように民間の事業者に求めているわけです。

その結果を、先ほど御紹介しました実績評価で見ますと、平成 20 年度、平成 21 年度は目標回収率が、企業等が大体 78%、非営利団体・公的機関は 99%、大学等は 100%ですが、大体それは達成されております。ただ、今、申しあげましたとおり、企業等についてはほかの組織に比べるとやはり回収率は低目になっています。それは必ずしも民間開放したからということではなくて、従来から企業等からの回収率はほかの組織に比べますと余り高くないという側面はございます。

その一つの大きな理由は、やはり企業にとって、この科学技術研究調査にある調査項目がかなり企業機密に属する側面もございまして、なかなか協力の度合いが少ないということだと思います。そういうことも踏まえて、現状、完全に包括的な民間開放を行っているわけではなくて、回収は郵送ですが、発送までは民間の事業者が行うのですけれども、回収は統計局の方に返信用の封筒で返してもらって、その集計等は統計センターで行っています。この点は確かにこの調査を民間開放をするときに大変大きな論点になったところでもございまして、言わば一種の妥協・折衷案を取った形になっています。集計まで民間に任せるといことになりまして、回収率ももっと下がるおそれがある。ですから、その点は 2 期目も同じ形態で行っているわけです。やはり民間開放とはいっても、いろんな考えるべき要素があって、守るべきところは守るといいますか、公でやらざるを得ないという部分は必ずあると思います。

ただ、今は回収率だけを申しあげたわけですが、実は先ほど言った統計センターでの集計で、未回答、未記入の項目がかなりありました。ですから、そこをどうやって御協力いただくかということももう一つ大きな、今後改善すべき点だろうと思います。それに対してはいろいろ紹介をしたり、あるいは協力の要請、あるいは督促という言葉を使うこともありますが、それらをしてはいるのですけれども、この調査の結果の重要性を御理解いただいて、未記入とか未回答の部分をなるべく少なくするというのも、この調査を実施していく上で大変重要な点だろうと思います。その点は実績評価のところでも指摘されている点です。

最後に御参考までに、こういう形で民間開放をした結果、先ほど御紹介した 1 期目で、概算ですが、大体 650 万円程度の経費が削減されたということになっております。この額が多いのか、少ないのか、ちょっと判断は難しいところですが、その意味では調査の効率化という点ではそれなりの効果を発揮しているというふうに言えるのではないかと思います。

とりあえず、この調査の民間開放に関して私の方からの説明は以上です。

○樋口委員長 椿先生、どうでしょうか。

○椿委員 廣松先生がかなり詳細に説明していただいたので、私の方から特に付け加えることはないのですけれども、民間開放ということよりは、今、ありましたように、実はこ

これは大学、公的研究機関の方はほとんど回収できていて、一方で民間にとっては非常に、先ほども廣松先生からありましたように、難しい情報、重要な情報を含んでいるということで協力が得られていない。たしか、この議論の中で、これは勿論、どういう意味で、確認の要ることで、軽々には言えないのですけれども、いわゆる外資系の方では全くこれに関して協力する意向のないというような感覚で臨んでいるところもあるのではないかとというような話を聞いていたわけで、こういう部分については勿論、日本の民間の企業の方に協力していただくことは勿論なのですけれども、日本の中で経済活動をしていただく以上は、ある程度、もう少し強い収集ということもあってもよいのではないかとというようなことを当時感じたということをお話させていただきます。

あと、大学関係で、先ほど学術会議の方で負担ということがあったかと思うのですけれども、これもちょうど、この学術会議の委員会に特任で入っていたものなのですが、これはどちらかというと、いわゆる大学評価・学位授与機構とか学内におけるいろんな評価資料の中を使えば、この統計にはうまく応えられるのではないかとという形で、ある意味で大学が日常やっている中で、ある程度、この評価にうまく変換するようなルールがあるのではないかとというような議論であったということで、これはちょっと関係ありませんけれども、少し補足させていただきました。

○樋口委員長 ありがとうございます。

研究者コミュニティ並びに、これは企業も含めた利用者のニーズを的確に把握しているというようなことも大きな課題になっているわけでありまして、そこについても是非御検討いただきたいと思っております。私も実は応えてみようかと努力して、大学の立場としてやったのですが、なかなか難しいところがあるということも事実であると思っておりますが、何か実施部局なり統括官室の方でございませうか。

○中川統計審査官 1つ、資料3のA3判の方を御覧になっていただければと思っておりますが、全体像の説明がなかったもので、左側が全体像です。要するに、調査票は、甲、乙、丙と3つに分かれていまして、甲が企業、乙が非営利団体・公的機関、丙が大学の全数という感じなんです。それで毎年5月で、郵送調査で80%ぐらいの回収率であるということなんです。

右側が変更で、課長の方から説明がありましたが、今回3つの「震災からの復興、再生の実現」「グリーンイノベーションの推進」「ライフイノベーションの推進」とありますが、この経費がどこに入るかという問題が1つあります。基本計画にもいろいろ例示が挙がっておりますので、その辺を踏まえながら、記入者が困らないようにきちんと整理をした上で記入要領とかを工夫するということがあると思っております。

それから、研究者の内訳のところは、先ほど深尾先生が言いましたが、フラスカチ・マニュアルとの関係、我々の問題意識も同じですので、この2つが主な論点であると思っております。この2つを中心に先生方に御議論を進めていただければと思っております。

○樋口委員長 ほかにいかがでしょうか。

川本さん、どうぞ。

○川本委員 今の論点ですけれども、この3つの分野は科学技術基本計画と新成長戦略で決定されているものではありませんが、極めて新しいくくりで、概念としてはなじみがないものだと思うんです。語尾も実現とか推進とかということになっていて、分野よりも上位の概念なのかなと思います。

端的に申し上げれば、これがどのくらい継続性を持って今後語られていくのかということについては、国民的にはそんなに自信はないところだと思うのです。なので、やはり実現とか推進という中で分野がどのくらいの領域を占めるのかとか、その辺がわからないと、後々に継続性に問題があるのではないかとということに非常に心配します。

もう一つは、震災からの復興ということにおいては、東北地方にやっている研究は全てこれに包含できてしまうので、それでは意味がないような気がしますので、その辺もよく考えていただければと思います。

以上です。

○樋口委員長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 深尾委員長代理もおっしゃったことなのですけれども、国民経済計算で研究開発を資本化するということになると思われますが、その際、非常に重要になるのがフルタイム換算でありまして、調査票を拝見いたしますと、例えば24ページの(4)の右のところに書いてあるわけですが、研究を兼務する者以降はフルタイム換算を書く欄がありますが、主に研究に従事する者はこれはないということは、要するに100%であるということだと思うのですけれども、それが主に従事するということの定義であるとするかどうかという気がいたします。

下の方に①の注がありますが、4行目の兼務する者というのは、時間が主でない者をいう。ということは半分以下か。そうすると、主とする者は半分以上であればいいのかというようなことにもなると思いますので、ここは主に研究に従事する者についても案分した値を記入する、それは大した負担ではないと思いますので、そういうことを御検討いただければと思います。

○樋口委員長 よろしいでしょうか。たくさん御意見をいただきましたので、部会の方で。

竹原委員、どうぞ。

○竹原委員 内容とは直接関係ない、非常に単純な質問なのですが、諮問事項の2つ目に名称変更とあって、先般の労働力調査のときも名称変更というお話があって、一部説明があって、本日は一切、そのことを説明されていない。説明しろという意味ではなしに、今後ともこういった案件がかかるたびに名称変更というものが一つひとつ委員会にかけられ、一つひとつの部会で議論をされるのですか。

○樋口委員長 どうぞ。

○中川統計審査官 すみません、実は説明し忘れたということです。これについては全く同じように、調査と統計名と一緒に、混同しているというのは直していくということですので、これについては以後も同じような形で議論をしていきます。

○樋口委員長 これは、基本計画との関連もあるというところですね。簡単に片付くものであれば部会で簡単にやっていただいとということなのだろうと思います。

○竹原委員 いえ、せめて基幹統計だけでもさっと一括して処理してしまえる、そんな単純なものではないのですかという意味の質問です。

○樋口委員長 どうでしょうか。これはどこに聞けばいいでしょうか。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 これは新統計法で、統計調査と統計の概念を分けたので、それでこの諮問の段階で、初めて諮問するときには今までの基幹統計や指定統計、そういう統計調査と統計の名前が一緒でしたので、それを別に分けていく。したがって、現段階ではかなりの基幹統計が統計と統計調査を分けています。それで、この科学技術研究調査の場合は前回の諮問が平成13年ということで、かなり前だったので、今、統計名の変更ということで出ているということです。

○樋口委員長 要は、最初に出てきたときには全部やるというスタンスを示されたということですね。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 はい。

○樋口委員長 よろしければ、サービス統計・企業統計部会で御審議いただきたいと思えます。また、その結果につきましては、本委員会に御報告をいただくということで、部会長は廣松先生ですが、よろしく願いいたします。

次の議事であります審議状況の報告に移ります。

今回から、報告内容を理解しやすくするために、お手元のこの青いドッジファイルに部会配付資料を用意させていただいております。部会で配付した資料はすべて本委員会にも上げるというような方向で考えております。適宜御参照いただけたらと思えます。また、同じドッジファイルの最後のところに「基幹統計の現状」という資料も入っております。基幹統計に関する審議の参考にさせていただけたらと考えております。

それでは、まず人口・社会統計部会に付議されております労働力調査、就業構造基本調査の審議状況につきまして、津谷部会長から御報告をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、人口・社会統計部会の審議状況につきまして、御報告いたします。資料4の「人口・社会統計部会の審議状況について（報告）」を御覧ください。

労働力調査、以下、労調と略称いたします。それと、就業構造基本調査、以下、就調と略称いたします。この変更等につきまして、11月1日に引き続き11月21日に第2回目、そして12月9日に第3回目の部会を開催いたしました。第3回目までで、予定しておりました論点の審議はほぼ終了いたしました。

お手元に労調と就調の調査票（案）を御参考までに添付しております。その中で、水色の線で囲んでおりますものが第2回目の部会で審議された事項、そして赤色の線で囲んでおりますものが第3回目の部会で審議された事項でございます。そして、第2回目及び第3回目、この両方で審議されました事項につきましては水色と赤色の二重線で囲んでおります。ここでは、この2回分の部会の審議状況につきまして、ポイントを絞って御報告い

たします。

まず、11月21日に開催いたしました第2回目の部会である第31回の「人口・社会統計部会についてでございます。

この第2回目の部会では、11月1日の第1回目の部会で再度審議が必要とされた事項及び第1回目の部会で審議されなかった論点、これは具体的に申し上げますと、東日本大震災関連等による調査事項の変更、そして調査方向の変更に関してでございます。これについて審議を行いました。

最初に、第1回目部会で宿題とされました事項について審議を行いました。資料の1ページのアからウの3点でございます。これは全て就調に関する事項です。

まず、アの「C3 前職の離職理由」の選択肢の統合についてです。就調の調査票の裏面のC3のところを御覧ください。「労働条件が悪かったため」、そして、その中に（収入が少なかったなど）とされております選択肢について、従前分割していた労働条件と収入に係る選択肢を統合したいという案でございます。労働条件には職場環境など収入以外のものが考えられるため、統合すると選択肢の意味合いが変わってしまうというおそれがあること、そして、従前の調査結果によると、労働条件、収入、それぞれ一定の回答率が見込まれることから、やはりこれは従前どおり、別々の選択肢にするということについて適当とされました。

次に、イの「E 育児・介護の状況」の設問についてです。就調の調査票の裏面を御覧ください。1つ目の設問の「ふだん育児（又は家族の介護）をしていますか」の「ふだん」と、これに続く設問の「この1年間に育児休業（又は介護休業）などの制度を利用しましたか」の「この1年間」との整合性についてです。「この1年間」を現在あるいは過去とした場合、制度の利用状況を十分に把握できなくなるおそれがあることから、原案どおり1年間という期間を設け、利用状況を聞くことについて適当とされました。

最後に、ウの「A1の3 雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」の設問についてです。就調の調査票の表面の左側の中ほどのA1の3を御覧ください。この設問の1回当たりの雇用契約期間の選択肢のうち「1か月以上1年以下」についてです。ほかの先行調査の結果では6か月と12か月のところで回答の割合が高い、つまりヒーピングが見られるということ踏まえ、1か月以上6か月以下及び6か月超1年以下の2つに分割するということについて適当とされました。

続きまして、調査事項の変更について審議を行いました。資料の2ページの「ア 調査事項の変更について」を御覧ください。

まず「（ア）東日本大震災の仕事への影響について把握するための追加（就業構造基本調査）」についてです。就調の調査票の裏面のFを御覧ください。本事項については、その調査結果が被災地の雇用を中心とした復興対策等に役立つものと考えられることから、変更案は適当とされました。ただし、本事項は全国各地に避難した被災者の震災発生の前後における仕事への影響について把握するという観点があり、全ての報告者を対象とした

もの、つまり東北3県だけではなく、全報告者を対象としたものであることから、この点をより明確にすることとされました。これについては、第3回目の部会の結果概要報告のところで改めて御説明いたします。

続きまして「(イ) その他」です。ここでは第1回目の部会で審議した、公的統計の整備に関する基本的な計画、つまり基本計画に関連するもの以外の調査事項の変更について幅広く審議を行いました。具体的には2ページの①の教育区分、3ページに移りまして、②の社会保険の受給状況、③の農林漁業への就業希望者、④の居住地及び年収、⑤の調査事項の削除、そして、4ページ目の⑥の調査事項の検討についてです。いずれも審議の結果、就業状況等のより詳細かつ的確な把握に資するもの、報告者負担の軽減に資するもの、また、特に問題が認められないものであり、おおむね原案で適当とされましたので、次回部会で再審議をすることとされた事項についてのみここで御報告いたします。

3ページの中段の「③ 農林漁業への就業希望者について把握するための変更等」を御覧ください。就調の調査票の表面のB3のところでございます。希望する仕事の種類に係る設問は、就きたい仕事の職種を把握するためのものであることから、設問分の中でこの点をよりもっと明確にすることや選択肢の順番が報告者にとって答えやすいものになっているかについて、次回の部会で再審議することとされました。これにつきましては、第3回目の部会の結果概要報告のところで改めて触れたいと思います。

ここまでが調査事項に関する審議結果です。

次に、4ページにお進みいただきまして、中ほどの「イ 調査方法の変更について」を御覧ください。2点ございますが、これはどちらも就調に関するものです。

まず「(ア) インターネットを用いた回答方式の対象地域の拡大」についてです。就調では、前回の平成19年調査から一部地域で導入したインターネットを用いた回答方式を、今回の平成24年調査において、その対象地域を拡大することにしております。このことについては、調査の円滑な実施に資するものであるため適当とされました。ただし、就調の実査を行う立場であり、本部会に審議協力者として参加している地方公共団体から、インターネット回答のあった調査票の審査方法等について懸念する意見が出されました。これについて、調査実施者から現在対応策を検討している旨の御説明がありました。

また「(イ) コールセンターの設置」につきましても、報告者からの照会に効果的に対応するものであり、また、都道府県の事務負担の軽減にも寄与するものであることから適当とされました。

最後に「ウ その他事項」についてです。労調と就調の調査事項のうち3つのポツで整理している調査事項については、内容が類似しているものの選択肢の並び順が両調査の間で必ずしもそろっていないということから、その選択肢の並び順について、次回の部会で再整理して再審議することとされました。これにつきましても、第3回目の部会の結果概要報告のところで改めて御説明いたします。

以上が第2回目の部会の結果概要でございます。

続きまして、資料の6ページから先週12月9日に開催されました第3回目の部会がありますところの第32回人口・社会統計部会の結果概要です。

第3回目の部会では、第2回目の部会で再審議が必要とされた事柄及び今までの部会で審議できなかった論点、具体的には集計事項の変更や基幹統計の名称の変更等についての審議を行いました。

最初に、第2回目の部会で再度審議が必要とされた事項について審議を行いました。資料の6ページのアからエの4点です。

まず、アの東日本大震災に係る調査事項です。就調の調査票の裏面のFを御覧ください。本事項を通じて我が国全体として震災発生による仕事への影響というものを把握する観点から、本事項は報告者全員が記入する事項であるということにより明確にするということについてでございます。これについては、調査事項の表題にある「全員が記入してください」という部分の文字を少し目立つように、スペースの許す限り拡大するという対応を行うこととなり、適当とされました。

次に、イの「B3 希望する仕事の種類」についてです。就調の調査票の表面を御覧ください。まず、この調査事項が職種に関する設問であることを明確にするということについてです。これには設問中で、どのような種類の仕事（職種）に就きたいですかと、職種であるということを示すという対応を取るということで適当とされました。また、選択肢の順番についてですが、今回新しい選択肢として追加される「農林漁業職」の位置について、時系列的な影響を考慮して、事務職の後に置くという変更を行うことで適当とされました。

次に、労調と就調との間で類似する調査事項の選択肢の順番が必ずしも整合的でないという御指摘がありましたことから再審議することとされた事項についてです。資料の5ページの「ウ その他事項」に係る労調と就調の調査事項について整理をしております。労調に合わせるように就調の選択肢の配列を可能な限りそろえるということで対応するということが適当とされました。

続きまして、エの「A4 非正規雇用についての理由」についてです。これは資料の6ページでございます。これにつきましては、先月の統計委員会におきまして第1回目の部会の審議状況を御報告しました際に委員長から御指摘のあった事柄でございます。労調の特定調査票の裏面を御覧ください。この設問の選択肢のうち「家事・育児・介護等と両立しやすいから」を育児関連と介護関連の選択肢に分割してはどうかという御指摘について再度審議をいたしました。これについて、他省の先行調査における類似した調査事項を調べていただきましたところ、「家事・育児・介護等」とほかの活動、趣味や学習等と合わせた形の選択肢があったわけですが、これを使って3つまでの複数回答を求めておりました。その回答率、これを回答した割合は24.5%というものでありましたが、これを更に分割した場合、報告者の出現頻度により、月々の調査結果の数値がぶれる可能性があるのではないかと。更に調査票のスペース上、現在ほとんどスペースがありません。そのよ

うな制約などを考えまして、今回は原案どおりとすることとされました。ただし、今後本設問における各選択肢の回答率の状況をきちんとチェックして、育児関連と介護関連の分割については次回検討することといたしました。

続きまして、第1回目、そして第2回目部会で審議できなかった個別論点についても審議を行いました。

まず、集計事項の変更についての審議を行いました。資料の7ページの中ほどの「ア 集計事項の変更について」を御覧ください。今回、調査事項の追加や充実などが計画されておりますので、これに伴い新たに作成される集計票を中心に審議を行いました。その結果、統計局の集計票の計画案に加え、非正規雇用の実態把握をより一層充実するという観点から、短期契約の有期雇用者の契約更新の状況が把握できるよう、有期雇用者の就業期間と従業上の地位に係る項目をクロス集計した集計票を追加することが了承されました。

次に、基幹統計の指定の変更（名称の変更）について審議を行いました。資料の7ページの下「イ 基幹統計の指定の変更（名称の変更）について」を御覧ください。基幹統計の名称につきましては、新統計法・改正統計法において統計と調査の概念を区別することが決められております。これを踏まえまして、これまでのほかの基幹統計の指定の変更、名称の変更の際には「調査」を「統計」に変更してきております。このようなことから「労働力統計」とすることが適当ではないかとの意見がありました。一方「労働力統計」の名称は、英語になりますと Labor Force Statistics ということになるわけですが、これはかなり包括的なイメージがあるのではないかと。また、労働力調査により作成された統計であるということなどから、「労働力調査統計」が適当ではないかという意見も出されました。このため、基幹統計の名称変更につきましては、次回の部会において再度審議を行うこととされました。

次に、資料の8ページの「（3）労働力調査及び就業構造基本調査の前回答申における『今後の課題』への対応状況について」でございます。労調と就調の前回答申、これはそれぞれ、先ほどございましたように、労調は平成13年、就調は平成18年に出されたものですが、その中で今後の課題として示された事項について、その対応結果が今回の調査計画案に十分に反映されているのではないかとということで、適当とされております。

次に「（4）他の統計との関係について」でございます。労調と就調の変更等について、10月に統計委員会に諮問されました際に樋口委員長から、雇用関係についてはほかの調査との調整を図りつつ審議を行うようにという御指摘をいただきました。このことを踏まえまして、政府統計における「従業上の地位」の扱い、そして、非正規雇用の実態を的確に把握するための関連統計の整備につきまして、総務省と厚生労働省から現段階における検討状況について御説明いただきました。ちょっと長くなりますが、先ほどからの御指摘もでございますので、お手元の書面には含まれておりませんが、ここで口頭で簡単に御報告いたします。

まず、政府統計における「従業上の地位」の扱いについてです。総務省から、基本計画

における指摘を踏まえ、政府統計におけるこの「従業上の地位」というものの取扱いの状況に関しまして、5つの代表的な統計調査、これは労調、就調、経済センサス、賃金構造基本統計調査、それから、毎月勤労統計調査、毎勤でございますが、それらを対象といたしまして、比較・検討を行った結果が説明されました。雇用者の内訳については、雇用契約期間、職場における呼称、労働時間の3つの側面から分類することができるのではないかという説明がございました。更にこれについて、世帯を対象とした調査、これは労調と就調です。そして、事業所を対象とした調査、これは残りの3つ、経済センサス、賃構、毎勤です。これらを別に見ますと、今回審議の対象となっております労調と就調などの世帯対象調査におきましては、「従業上の地位」は全く同じか、もしくは非常に類似していますので、十分に比較が可能であるということでございます。

一方、世帯を対象とした調査と事業所を対象とした調査には違いがあり、特に事業所対象調査で使用されている用語、特に労働基準法などの法律で使われているという用語を使っているという背景があるということなどの制約から、用語を直ちに統一することは難しい状況であるという説明がございました。

次に、非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計を整備するということについてでございます。厚生労働省から、基本計画や統計委員会の指摘を踏まえ、雇用構造調査について、非正規雇用の実態を毎年継続的に調査するということについて検討をしているという御報告がありまして、現段階の検討状況について説明がありました。この雇用構造調査は事業所を対象とする調査であり、その中で男女別、雇用期間の定めの有無の別、一般労働者、短時間労働者別の常用労働者数を把握する予定ということでございます。臨時労働者、これは日雇いですが、これについては今後検討を予定しております。

最後に、今後の予定でございますが、後は来年1月10日の第4回の部会におきまして、基幹統計の指定の変更、名称の変更について審議を再度行うとともに、答申案を取りまとめる予定をしております。

長くなりましたが、以上が労調及び就調に係る第2回及び第3回の人口・社会統計部会の審議結果の概要です。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御報告について、御質問はいかがでしょうか。

そうしましたら私から、今、最後に御指摘いただいた、他の統計との関係についての「従業上の地位」について御質問させていただきたいのですが、基本計画の中で、平成23年度までに結論を得るというふうになっておりますので、来年の3月までに結論を出す。それで、そこで何か法律の縛りによって統一することは難しいというような御指摘があったように思うのですけれども、今、法律改正をちょうど進めているところで、パート労働法、有期契約に関する労働法の改正、あるいは新設か改正かわかりませんが、派遣法、更には非正規ビジョン研究会等々でやっていて、このところを逆にはっきりさせようというような動きがあるように私は思えるのですが、それが統一的に難しいというのはどういうこ

となのかをちょっと御説明いただけますか。

○津谷委員 まず私がもう少し詳しく御説明させていただきまして、さらにその状況について担当の部署からお願いいたします。

先ほどの用語を直ちに統一することが難しいと申しましたことですが、労調、就調、経済センサスでは雇用者という用語が使われておりまして、これはいろいろな白書などでも用いられています。ですので、広く定着しているのではないかということです。

ただ一方、賃構と毎勤ですけれども、これは労働基準法の第9条で規定されている法令用語である労働者という用語を使っています。これは一つの例で、まだ他にもあるのかもしれないませんが、こういう法令的な背景があるので、直ちに統一するのは難しいという見解が担当部局である総務省の方から示されていたかと思います。ただ、委員長から御指摘がありますように、これは法令自体が変更され、できる限り法令上の用語は統一して、「従業上の地位」についても政府統計の中で統一して使っていくということでございますので、これについても今後検討して、平成23年までに答申を出すということですので、その方向でやっていきたいと私個人では思っております。担当の総務省、そしてそのほかの部局、どうぞ御説明をお願いいたします。

○樋口委員長 それでは、お願いします。

○高田統計審査官 統計審査官の高田でございます。

この部分は私が担当させていただいたのですけれども、先ほど部会長からお話しいただきました法律による制約があるというのは、まさに部会長がおっしゃったとおり、用語について雇用者という一般的に使われている用語もあり、一方、法律では労働基準法で労働者という言葉を使っているというところで、なかなか統一できないという話もございます。

もう一個、実はこの部会の場で御説明いたしましたのは短時間労働者の定義についてでございますけれども、多分、今、委員長が御指摘になったのもそこだと思っておりますが、パートタイム労働法というものがございまして、そこで短時間労働者について定義を設けている。簡単に申し上げますと、事業所における一般の労働者よりも労働時間が短い方を短時間労働者というふうに定義しておられまして、それに対してどういう法的な措置を取っていくかということが行われている。

一方、それを統計調査全てに適用できるかといいますと、なかなか労働力調査や就業構造基本調査の世帯対象の調査でございますと、あなたはその事業所で働いているほかの人の一般の人と比べて労働時間が長いか短いかと聞いても、自分のことはわかっても同じ事業所に勤めている方の平均的なところはわからないという答えになるかと思っております。そういうところで、法律でそういう定義はあるにしても、実際の調査でなかなかそういう調査はできないのではないかとこのところがございまして、法律の定義を実際に調査にあてはめるときにどこまで概念が合わせられるかという問題がございまして、もちろん、委員長御指摘のとおり、我々とこの「従業上の地位」について統計基準化できるかというものを今年度は検討を続けてまいりまして、その中で御指摘の部分も踏まえて検討してまいりま

すけれども、先ほど部会長からお話がありました法律の制約もありというものにつきましては、法律上の定義をどこまで統計調査により調べられるかというものにつきまして一定の限界があるということで申し上げたものでございます。

以上です。

○樋口委員長 厚生労働省、どうですか。

○説明者 やはり私どもとしては、労働基準法に書かれてある労働者という言葉を使って統計調査をずっとやってきておりますので、私どもとしては労働者という用語を使いたいと思っているところでございます。

それから、短時間労働者の定義の関係でございますけれども、これはいわゆるパートタイム労働法の中でも短時間労働者という形で通常の労働者よりは所定労働時間が短い方という定義で使われておりますので、専ら事業所系の調査としてはそちらを使っているというのが現状でございます。

○樋口委員長 私がよく労調を理解していないのかもしれませんが、この調査票の中でパート雇用者というものはどこに出てくるのですか。

どうぞ。

○高田統計審査官 雇用者という言葉につきましては、調査票の中では具体的には使われておりませんが、これは統計表にしたときの表章として雇用者という言葉を使っているということでございます。

○樋口委員長 それはもちろんそうですが、今の呼称といいますか、「従業上の地位」のところに関しては、それがあから統一できないというのはどういう意味なのかというのがよくわかっていないです。

どうぞ。

○高田統計審査官 その雇用者という言葉を一統できるかどうかということでございますけれども。

○樋口委員長 いや、短時間労働者です。

○高田統計審査官 短時間労働者につきましては、そもそも実は名前の付け方というより概念が違っているということでございます。賃構とか毎勤でお使いになっているのは、先ほど厚生労働省の方からお話のございました短時間労働者の定義、その事業所で働いている一般の労働者よりも短い時間ということで捉えられている。一方、労働力調査についてはそういう調査をやってございませんで、実際労働力調査では1週間何時間仕事をしたかというものを調査してございます。お手元にある調査票の案でございますと。

○樋口委員長 いや、それは十分承知してはいますが、だから統一できないというのが逆に理解できないということです。短時間労働者といえば、それはこちらが考えるわけであって、短時間労働者とか短時間雇用者という言葉は調査票には出てこないわけですね。ですから、逆に統一しておけばいいのではないんでしょうかということです。

○高田統計審査官 パートタイム労働法で言う短時間労働者に該当するかどうかは、労働

力調査で調査できるかということかと思えますけれども、実際にその方が自分で、例えば週 30 時間働いたというのは調査できるわけですが、その人が自分が働いている事業所のほかの一般の人と比べて、自分は長かったか、短かったかというものはなかなかわからないであろうという趣旨で申し上げたものでございます。

○樋口委員長 どうぞ。

○津谷委員 申し訳ございません、ちょっと間に入れていただきます。

委員長が御指摘になっていることは、調査票で雇用者、労働者という用語を使っているわけではなく、従業上の地位もそうですが、職場における呼称もそうですし、就業時間もそうですが、表章をする際、つまり報告書を出す際に雇用者と労働者という用語が違って使われているということだと思います。先ほどの御説明にありますように、定義を合わせていくということは、例えば短時間労働者をどうするのかということはあるにしても、これは要は政府側の、つまり集計をして報告書を出す側の問題であり、その際に関係府省、関係部局の間できちんと調整ができて、合意ができれば、同じ用語を政府統計に使っていくことができる。そうすれば混乱が少なくなるから、そうすればよいのではないかという御指摘でございますね。

○樋口委員長 そうです。もともと労調は月末 1 週間の労働時間であって、それがたまたま有給休暇が入っていたりすると短くなるわけですね。ですから、それを逆にパート労働者と言ってしまうと問題があるということだと思います。

○高田統計審査官 概念が違うので、そこはもうそれで。

○樋口委員長 ですから、それはそう呼ばないようにしないと、それが短時間労働者ですというふうになってしまうと逆に問題が起こるでしょうということだと思います。

○高田統計審査官 用語の使い方については、我々も今後注意してまいりますけれども、労働力調査ではそのような紛らわしい単語は使っておりません。それだけは申し上げておきます。

○樋口委員長 どうぞ。

○川本委員 要するに、役所の担当者の方が慣れている言葉をずっと使っていたいということ以外に意味がよくわからなかったのですけれども、逆に言いますと、これを統一するということを禁止する、できないような法律とか、そういうものがありますか。

○高田統計審査官 禁止ということではございませんけれども、使い慣れたと言いますとちょっとネガティブなイメージになってしまいますが、やはりその統計で今までずっと使ってきた言葉を、中身も変わらないのに言葉を変えていいものかという話がございますし、やはり法律で定められている労働者とか、短時間労働者というものにつきまして、これはこの数字ですということ、例えば先ほど申し上げたパートタイム労働法におけるパートタイム労働者はこの数字であるということ、言葉を統一しているということかと理解してございます。

○樋口委員長 安部委員、どうぞ。

○安部委員 お話を伺っている限りにおいては、事業所においてはその事業所の一般的な労働時間の長さがあるって、その長さとの比較で短時間というものを定義する。それで、これは事業所によるわけですから、事業所調査では非常にやりやすいけれども、世帯調査になりますと答える人がわかっているかどうかという問題も含めていろいろあるからちょっと難しいということですね。私がそれを全部把握しているかどうかわからないのですが、このような部会で配付された資料で議論されるのも一つなのですが、例えば小売業などで労働時間が短い人が非常に多いというようなところにおいて、どちらで定義するのかでこんなに違いが出るというようなことが、実際問題として存在するというようなことを見せていただくとわかりやすいのかなと思うのです。そうではなくて、パートが7割を超えるような事業所であっても、実はどちらで見ても変わらないのだということであれば、そういうものだと理解できるのだと思うのですが、その点は可能でしょうか。

○樋口委員長 どうぞ。

○高田統計審査官 御指摘のようなことも踏まえて検討してまいりたいと思いますけれども、やはりそこは厚生労働省で把握なさる短時間労働者と、労働力調査のようなもので調査しております実際に働いた時間というものは、かなり差はあると思います。現状で差があるので言葉を変えているということでございます。

○樋口委員長 言葉を変えているというのは、どういう言葉を使っていらっしゃるのですか。

○高田統計審査官 失礼しました、言葉を変えているというより、労働力調査ではそのような短時間労働者という言葉を使わずに、実際、月末1週間で働いた時間、例えば25時間とか30時間とか、そういうところで切った表章をしているということでございます。

○樋口委員長 ですから、労調では逆に短時間労働者とか短時間雇用者というものは一切使っていないと私は理解しているのですが、月末1週間の労働時間の長さで区分していますというだけであって、ですから、それはちょっと別の話のように思うのです。

○津谷委員 済みません、今回のこの審議の対象になって諮問されておりますのは労調と就調という世帯を対象とした、つまりレイバーサプライ側の調査でございまして、御指摘がありましたものですから、代表的な就業関係、雇用関係、労働力関係の調査について総務省に調べていただき、その結果を御報告いただいたものです。ただ、特に先ほどの委員の先生からも御指摘のあった賃構と毎勤、これは厚生労働省の調査も事業所の調査ですけども、基幹統計調査である事業所調査が検討対象として上がってきたときに、ここで御指摘をいただいた事柄の集計はできるのかということも含めてきちんと検討していただいで審議を行いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○樋口委員長 厚生労働省、どうぞ。

○伊澤厚生労働省統計情報部長 今、いろいろ御意見があったところでございますので、そういう形で今後も議論していただくことになると思いますし、我々は決して統計でそれぞれ用語がばらばらであるとか、そういったことがいいというふうに思っているわけでは

ございません。ただ、検討していただく際に皆さん方にもよく念頭に置いていただきたいなと思っておりますのは多分2つあって、1つはやはり厚生労働省でやっている調査はもとも労働基準法なり労働法の実態を把握するということから発展してこれまで実施してきているものであるという意味で、それぞれ厚生労働省の政策と結び付いている面がある。したがって、仮に、例えば労働者という言葉を採用者ということに変える際に支障がないかどうかというのはよく検討させていただく必要があると思っております。

もう一点は、これは先ほど出ておりますように、世帯対象の調査か、事業所対象の調査かというところでやはり若干違っているところがありまして、特に事業所対象の調査ということになりますと、答えるのは主に事業所における人事担当者ということになるわけですが、人事担当者というものはやはり労働基準法とか労働関係の法令の方に詳しい方が多い。そうしますと、雇用者という名称ではなくて、労働者という名称に非常に慣れ親しんでいる。そういう方たちに雇用者という形で聞きますと、例えば労働基準法上の労働者という概念は彼らはよく知っているのですが、雇用者は何か違うのかとか、そういう混乱を招く可能性があるのではないかということもございまして、その辺も含めて今後の議論をさせていただければと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ほかにどうでしょうか。

労調自身でも、雇用者というのは調査では使っていないのですね。

○高田統計審査官 そうですね。雇用者という言い方は特に調査票では使っていなかったと思います。

○樋口委員長 よろしいですか。

それでは、引き続き津谷委員、大変だと思いますが、よろしく御審議いただきたいと思えます。

次に、サービス統計・企業統計部会に付議されています小売物価統計調査、全国物価統計調査の審議状況につきまして、廣松部会長から御説明・御報告をお願いいたします。

○廣松委員 それでは、諮問第41号「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」でございしますが、11月18日に開催されました統計委員会での諮問以降、11月24日と12月8日の2回、部会を開催し、審議を行いました。その概要について報告をさせていただきます。お手元の資料では、右上に「資料5」と書いてあるものでございます。

まず、11月24日に行いました1回目の部会の概要でございしますが、そこでは調査実施者から小売物価統計調査及び全国物価統計調査に係る前回の答申における今後の課題への対応状況について、説明がございました。

小売物価統計調査につきましては、昨年、平成22年諮問答申が行われており、調査品目の選定基準、例えば家計の消費支出総額の1万分の1以上などの基準でございしますが、その検証及び消費者物価指数の単独での基幹統計化の是非に係る検討という2つの課題が挙げられておりました。これらにつきましては、調査実施者から現在検証及び検討を進めて

いる。今後、更にそれを進めていきたいという説明があり、今後も引き続き課題というふうに位置づけました。

また、全国物価統計調査につきましては、直近では平成 19 年に実施されております。その前年の平成 18 年に諮問答申が行われており、全国物価統計調査の結果に基づく小売物価統計調査における店舗の選定方法の妥当性の検証、それから、特売価格や休日価格の把握の必要性の検証、更には通信販売価格、あるいは割引・特典サービスの実施状況等の結果を踏まえた調査方法等の検討が課題になっております。

これらにつきましては、調査実施部局の方から、最初に店舗の選定方法の妥当性については、今回の見直し計画において検証していく予定であること。2 つ目の特売価格、通信販売価格、割引特典サービスの実施状況等につきましては、今後調査方法等の検討を行う予定であること。3 番目といたしまして、休日価格については、これまでの全国物価統計調査の結果から、その実態についてはある程度説明ができていたという説明がございました。

以上がそれぞれ、小売物価統計調査及び全国物価統計調査の前回の答申の中で挙げられた課題に対する対応状況でございます。

その後、今回の変更内容について審議を行い、全国物価統計調査の主要な調査内容を小売物価統計調査に盛り込み、小売物価統計調査を充実させて、全国物価統計調査を中止し、小売物価統計の名称は変更しないという基本方針は了承されました。お手元の資料の 6 ページ目に A 3 判の資料が添付されておりますが、今回の変更内容はそこに図示されておるとおりでございます。

この基本方針が了承された後、調査計画に係る具体的な変更内容について審議を行い、地域別価格、店舗形態別価格、銘柄別価格及び通信販売価格の把握のための調査について審議を行い、いずれの調査も特段の異論はなく、おおむね了承されました。ただし、次回の部会までに各委員・専門委員から提出していただく意見及び当日の審議において出されました意見等を踏まえて、更に審議をした上で最終的な結論を出すことにいたしました。

以下、そのときの審議において委員等から出されました意見のうち、今後の課題に関するものを中心に紹介させていただきます。今、6 ページの変更の概要を御覧いただいていると思いますが、それを併せて御覧ください。

まず、アといたしまして地域別価格調査については、隔月調査であります、奇数月のみで年平均を作成しても問題ないかという意見が出されました。

更に、イとして店舗形態別価格調査については、上から 2 つ目でございますけれども、調査品目が 141 品目から 9 品目に大幅に減少いたします。したがって、調査品目のローテーションを検討すべきではないかという意見が出されました。更には、商業統計調査とのマッチング等によって、供給側からも小売価格を分析できるようにしておくべきではないかという意見も出されました。

ウとして、今度は銘柄別価格調査についてですが、これも店舗形態別価格調査と同様に、

調査品目が 77 品目から 9 品目に大幅に減少いたします。したがって、やはり調査品目のローテーションを検討すべきではないかという御意見がございました。

更にエとして、通信販売価格調査については、今回やめるという計画でございますが、今後通信販売価格の把握を検討する必要があるのではないかという御意見もございました。

以上が、11 月 24 日に行われました第 1 回目の部会の結果の概要でございます。

続きまして、12 月 8 日に行いました 2 回目の部会審議の結果の概要でございます。

今、御説明いたしました 1 回目の部会で出されました意見等について改めて審議を行いました。特段の異論はございませんでした。

最後に、答申案について審議いたしました結果、幾つか御意見をいただきましたが、表現についての修正を前提に、答申案は部会として採択されました。

なお、その修正に関しましては、部会長である私の方に一任をいただいております。

答申案の結論を要約いたしますと、6 ページの下の表にまとめてある通りでございます。

今回、創設する「構造編」につきましては、右上の従来の「全国物価統計調査」と比べると、調査地域や調査対象店舗、調査品目が少なくなっております。その結果、物価の構造統計に関する多くの統計表の作成が不可能になります。ただ、今回の計画は、限られた統計リソースの中で統計利用者のニーズを踏まえて、下の「構造編」にございますとおり、地域別価格差、店舗形態別価格、銘柄別価格の作成周期をこれまでの 5 年から 1 年に短縮させるものであり、全国物価統計調査の結果の現状の利用状況を勘案すると、全体として適当であるというものでございます。

以下、審議において途中で委員から出された意見のうち、今後の課題に関するものを紹介させていただきます。

お戻りいただいて、4 ページの結果概要の資料でございます。

上から 2 つ目、今後事業所母集団データベース、いわゆるビジネスレジスターの整備等により、商業統計とのマッチングが実現すれば、小売物価統計調査の代替となる多くの統計表を作成できるという御意見がございました。

上から 3 つ目、通信販売につきまして、その市場規模は小さくても、通信販売の価格が価格の決定要因として重要な場合もあるので、検討に当たっては、今後十分留意してほしいという御意見がございました。

上から 4 つ目、今回の変更により、店舗や銘柄を変更した場合に、消費者物価指数がどの程度変化するかを試算することも可能になる。そうすると、中長期的な課題として消費者物価指数の分散あるいはもっと大きく分布を求めて、公表することを検討してほしいという御意見もございました。

上から 5 つ目、全国チェーンのスーパーであっても、品目について全国统一価格にするところがあれば、地域によって差を付けるところもある。そこも十分留意する必要があるのではないかという御意見等がございました。

答申案につきましては、いただいた御意見を踏まえて修正し、委員、専門委員の皆さん

に御確認をいただいた上で、来年の1月20日の統計委員会において報告をする予定でございます。

とりあえず、サービス統計・企業統計部会における小売物価統計調査及び全国物価統計調査に関する議論は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、御質問があったらお願いいたします。

深尾委員、どうぞ。

○深尾委員長代理 今回、全国物価統計調査をなくすことで、先ほどの御指摘にもあったように、地域間の価格差についてはかなり情報が減ると考えられるわけですが、例えば地域間の豊かさの比較とか、実質賃金の問題とか、日本の地域間の構造的なことを考えるときには、今まで一番ベーシックな統計であったものであって、ちょうど小売物価統計が国連とか世銀に報告されて、ICP、国際比較プロジェクトの基礎データになっていると思うのですけれども、ここで提案されていることというのは、ちょうどICPを大幅に縮小するようなことを日本の国内についてやることに当たっていると思います。ICPを縮小するというのを提案したら世界じゅうの国際経済学者が大騒ぎになると思うのですけれども、残念ながら、日本の地域経済学者というのはそれほどたくさんなくて、私も関心があって研究をしているのですけれども、そういう研究を活発にはしてこなかったもので、余り影響はないという先ほどの御意見になっているのかと思います。

例えば調査を減らすことでどれぐらい結果が変わってくるか。昔、詳しく調べているのであれば、昔の調査で集計することで、地域間の物価の格差の指標がどれぐらい変化するかとか、少なくとも地域間格差についてどういうバイアスが生じるのかの評価は、是非どこかでしておく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○樋口委員長 今のと私も関連する質問ですが、全国物価統計調査の結果の利用状況で、主な行政施策上というところで、生活保護費の地域調整の基礎資料としてこれを使っているというのが出ております。あるいは企業などでも違うのでしょうか。地域手当の基礎資料として。これは、なくなったときに行政当局が困らないのかなと。

どうぞ。

○説明者 実施部局でございます。

その点について、事務的に各省庁に確認をしておりまして、問題ないという御回答をいただいております。

例えば生活保護のお話でございますけれども、メインで全国消費実態調査の方が使われていて、サブとして物価の方を使っているということのものですから、そういう意味では、大きな支障はないということでございます。

○樋口委員長 研究者が研究する上で、実質生活費の問題として、物価と消費支出額と両方使うのですね。そうしないとできないもので、そのときに大丈夫なのかなとまさに思うのですがね。

○廣松委員 詳細は、実施部局の方から補足していただければいいと思いますが、確かに御指摘のとおり、調査地域、店舗等が大変少なくなることは事実です。

ただ、それを毎年公表するということによりまして、現状の全国物価統計調査は5年なものですから、現在だと直近のものは平成19年です。物価の動きを現在どう判断するかということは重要であり、いろいろな施策に使われている物価統計について、1つは速報性というか、1年ごとに出すということに意味があると思います。おっしゃるとおり、それを変えたときの効果がどういうものかということに関しては、やはり十分詰める必要があると思います。その点、実施部局の方でお答えいただければと思います。

○説明者 今後の結果の検証については、今後のものは今ないものですから、当然出た後になりますが、それは実施していきたいと思います。

ただ、我々が計画した段階で思っておりますのは、これまで5年に一度でしたので、地点数は多かったのですが、地点数が減るから今後、隔月ですが、毎回毎回のデータが継続的に取れてくるということで、安定性、継続性という面からの精度向上ということも期待できるかと思っております、どちらがより使いやすい結果になるかということ、プラスの面も大きいのではないかと考えております。

○樋口委員長 どうぞ。

○深尾委員 確かに時系列面で把握が厚くなるのは結構なことだと思うのですが、例えばICPだったし5年に1回でやっていて、それでも非常に大事で、先ほども言いましたけれども、過去については広い地域をカバーしているのだとしたら、地域が粗くなったときに、どれぐらい格差に関する指標が変わったかというのは、それは過去のことだから今でもできると思うのですが、是非検証していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○説明者 御指摘のことは見てみたいと思いますが、ただ、過去のを我々が見たところで思っていたのは、5年に一度の調査なものですから、どうしても1回1回が新規調査みたいな形で、結構独立した面も大きくて、価格というのは生き物でございまして、ある一時点で調べたものというのはいろんな要因が入ってくるものですから、地域の差を示す要因もあれば、地域的な要因と思える部分、分析にとってはノイズになるようなものも入ってきてしまうものですから、結構1回1回別の傾向もあるものですから、そういったものをなくすことに今回1つの主眼があったと御理解いただければと思います。

○廣松委員 同時に、資料5の6ページ目のA3の資料ですが、特に今、話題になっております地域別価格差につきましては、動向編で、これは現状の小売物価統計調査ですが、167市町村以外に、今度各都道府県の人口の大体50%カバーできるように対象を増やす予定でおります。確かに現状の全国物価統計調査に比べると、かなり規模は縮小いたしますが、それぞれの各都道府県の人口50%はカバーできるような形で市町村レベルで抽出をした上で、地域価格差を調べるという計画にしております。

その意味で、確かに大幅に減るということに関するマイナス面をどうカバーしていくか

ということに関しては、いろいろ工夫を凝らしていると御理解いただければ幸いです。

○樋口委員長 安部委員、どうぞ。

○安部委員 私も深尾委員の意見に非常に賛成するのですが、過去の調査から今回のサンプリングの方法でサンプルを取って、それを何回もやって、それで結果として出てきた指標の分散なり何なりを見れば、どのぐらいぶれるかというのは、過去のデータからわかるのではないかと。これはそんなに複雑な作業ではないと思うのですが、それを見せていただくことは可能でしょうか。

○説明者 今、手元にないものですから、検討させていただきたいと思います。

○樋口委員長 よろしいですか。

国家戦略会議の中で最賃と生活保護の逆転の問題というのがかなり議論されてきて、政策的にも注目されているところだと思うのです。御存じのとおり、同じ県でも生活保護は地域別に出していますので、それはどうなるのかなというの、皆さんの関心事になっているかと思しますので、過去のデータでそれがこうなりますというのがわかれば、これもまた出してもらうということで御検討いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

今、廣松部会長を始め、サービス統計・企業統計部会の皆様、大変だろうと思いますが、御審議のほど、よろしく願います。また、答申案のとりまとめにも御尽力いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、その他の報告事項です。

参考3にございますように、統計委員会が軽微な事項と認める基幹統計調査の変更申請につきましては、総務大臣による承認手続が終了した段階で、参考資料を配付することになっており、委員会への報告になっております。

この報告のうち、今般の東日本大震災の発生に伴う震災に関連した事案につきまして、委員会において概要を報告していただくよう、特にお願いしてきたところでございます。今回、11月承認分につきまして、1件該当が生じていると聞いておりますので、その点、総務省政策統括官室から報告をお願いいたします。

○中川統計審査官 それでは、説明させていただきます。参考3を御覧ください。

一番上の経済センサスー活動調査ですが、平成24年2月1日現在の調査を予定しております。

承認事項の変更のところですが、まず1点、調査対象の地域的範囲から福島第一原発事故に係る警戒区域及び計画的避難区域を除外する。警戒区域といいますのは、福島第一原発から半径2キロ以内の立入禁止区域。それから、計画的避難区域というのは、住民等におおむね1か月をめどに計画的に避難を求める区域でして、結局、調査員とか郵便局員の立ち入りが法令上の規制により不可能になっているということで、この地域については調査ができないということで除外するというのが1点目です。

2番目が、市町村による調査員調査を予定していた単独事業所及び新設事業所のうち、震災に伴う津波等で甚大な被害を受け、調査員調査の実施体制を確保できない岩手県、宮城県及び福島県の一部市町村については、総務省統計局による郵送調査に変更するというのが2点目です。

1点目の警戒区域及び計画的避難区域ですが、平成23年11月1日現在という整理をしております。仮に調査までに、その計画区域が拡大することになると、当然、調査もできません。逆に、縮小になったらどうするか。解除になったらどうするかという問題が1つあると思いますが、その点につきましては、調査の実施体制との問題がありますので、一応慎重に検討した上で判断をしたいと実施庁からは聞いています。

以上です。

○樋口委員長 実施府省、何かあります。

○説明者 特段ございません。

○樋口委員長 それでは、今の点につきまして、報告ということですが、御質問がございましたら、お願いします。

よろしければ、この後も震災に関連した公的統計の状況につきまして、今しばらく御報告のほどお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

もう一点、総務省政策統括官室から連絡事項がございます。

○総務省政策統括官付統計企画管理官 次の資料、参考4を御覧いただきたいと思います。

この資料について御説明いたします。下の（注）に書いてございますが、統計法第26条という規定がございます、この中で加工統計、つまり統計調査以外の方法で作られる統計ですが、その中の基幹統計につきましては、作成方法をあらかじめ総務大臣に通知するとされています。また、それに問題があったら統計委員会に諮問する仕組みになっておりまして、作成方法を変更しようとするときも同様、このような仕組みがございます。

このような仕組みの中で、先般公表されました国民経済計算につきましては、策定方法の変更がございましたので、総務大臣に通知がありました。この資料は、その通知の内容をまとめたものでございます。

以上です。

○樋口委員長 今回、統計法第26条に基づき、作成方法の変更に関する通知がSNAについてございました。昨年の統計法施行状況報告の審議において、意見を提示し、また、本年の審議におきましてもフォローアップしていくような統計ですので、今回の変更の内容につきまして、概要の説明を内閣府経済社会総合研究所からお願いいたします。

○説明者 それでは、説明させていただきます。今回の作成方法の変更でございますけれども、5月20日の統計委員会での御答申を踏まえまして、11月18日公示をいたしました、作成基準の変更に係る変更が中心でございます、比較的大きな変更となっておりますが、併せて、この作成基準の変更とは直接かかわらない事項につきましても変更を行ったところでございます。

お手元の参考4に資料が3つほどございます。3番目の作成方法の本体でございますけれども、80ページ以上の大部な資料でございますので、2番目の変更の概要といった資料を見ていただきながら、説明をお聞きいただければと思います。

この資料でございますけれども、大きく2つに分けてございまして、1つ目の塊は、先ほど申し上げたとおり作成基準の変更に係る変更でございます。

もう一つは、2番目といたしまして、作成基準の変更に直接かかわらない変更について、主なものを列記させていただいております。

まず、1つ目の塊でございますけれども、作成基準の変更に係る作成方法の変更でございますが、御案内のとおり、作成基準の変更につきましては、統計委員会におきまして御審議をいただいた結果、4か所の変更を行うこととなりました。

資料をおめぐりいただきまして、3ページ目以降で参考として変更後の国民経済計算の作成基準を添付させていただいております。その中で、これら4か所の変更点につきましては、アンダーライン付きの赤字で示してございます。具体的に申し上げます。作成基準そのもののページ数で大変恐縮でございますが、作成基準独自のページ数で4ページ目でございます。「(1) 経常的取引に関する勘定」の箇所に記載しておりますけれども、間接的に計測される金融仲介サービス、いわゆる FISIM の導入に伴う変更が1点でございます。

6ページ目の「(2) 資産や負債の蓄積に関する勘定」の箇所に記載いたしました、自社開発ソフトウェアを固定資本形成として計上することに伴う変更。

2ページ目に戻っていただきまして上の方でございますが、制度部門別分類の箇所に記載いたしました、公的部門分類基準を見直すことに伴う変更でございます。

最後に7ページ目ということで、前後して恐縮ですけれども、大きな6番目の「作成方法の原則等」のところに掲げてございますけれども、有形固定資本ストックの推計方法の精緻化等に伴う変更。

この4か所でございます。これが作成基準の変更に伴い作成方法におきましても、年次推計や四半期推計の該当箇所において利用する基礎統計や推計方法の概要などについて必要な加筆修正を行ったところでございます。

大変恐縮ですが、また1ページにお戻りいただきまして、まず「(1) 間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM) の導入」でございますが、年次推計につきましては本体の8ページ、四半期推計につきましては本体の73ページにそれぞれ記載してございますけれども、FISIM の計算式、あるいは推計に必要な基礎統計等につきましては記載をしております。

また、四半期推計におきましては、利用可能な情報に制約があることから、年次推計を利用した延長推計の方法などについて記載をしているところでございます。

次に「(2) 自社開発ソフトウェアの固定資本形成への計上」についてでございますが、年次推計につきましては本体の9ページ、四半期推計につきましては本体の77ページにそ

れぞれ記載しているところでございますが、人件費等の投入コストにより推計を行うこと。あるいは四半期推計につきましては、利用可能な情報に制約があることから、年次推計で得られた推計値をリスマン・サンデー法により四半期に分割し、延長推計を行うことを記載してございます。

「（３）公的、民間等の区分に関する分類基準の見直し」についてでございます。これは、本体の 17 ページでございますけれども、国際基準に基づいた金融機関か非金融機関かの基準、市場性の有無に関する基準及び政府の所有による支配またはその他の根拠による支配に関する基準を記載してございます。

「（４）有形固定資本ストックの推計方法の精緻化、及び固定資本減耗への時価評価の導入」についてでございますが、ストック推計と固定資本減耗推計が一体的に行われることから、60～61 ページにかけてなどにおきまして、固定資本について再分化された資産別及び制度部門別、経済活動別の資本マトリックスを作成すること。これを基に恒久棚卸し法によりストックを推計すること。その際の減価償却の方法について、社会資本も含めて、すべての財に定率法を適用すること。更には、そうして求められた固定資本減耗を時価で評価することなどを、一体的に記載しているところでございます。

次に、2 つ目の大きな塊でございます。作成基準の変更に直接かかわらない変更として、主なものを 3 つ掲げさせていただきました。

1 つ目でございますけれども「育成資産の仕掛品在庫の推計方法の見直し」についてでございます。本件につきましては、統計委員会でも御審議いただき、作成基準の変更は要しないということになったものでございますが、従来の推計方法から、実現在庫法を用いた推計方法に改めることとなったことを踏まえまして、年次推計については 10・28 ページ、四半期推計については 78 ページにその旨を記載しているところでございます。また、四半期推計については、利用可能な情報に制約があることから、年次推計で得られた推計値を延長して推計することを記載しているところでございます。

2 ページ目「（２）金融勘定における推計方法の見直し」についてでございます。本体の 53～54 ページにかけて、及び 58 ページにおきまして、金融資産・負債の中の「政府預金」あるいは「その他」といった項目について、基礎資料となっている「資金循環統計」での取扱いをも踏まえて精緻化して推計することを記載しているところでございます。

最後に「（３）出荷系列等への比例デントン法の導入」についてでございます。基本計画に掲げられた年次推計の四半期分割方法に関する課題に対応した措置ということになりますが、コモディティ・フロー法による年次推計では暦年値が算出されるわけですが、この暦年値を速報時の四半期ごとの変動をできる限り保存しつつ、四半期係数に分割するための方法として比例デントン法が存在するわけですが、70 ページなどでは、速報値から確報値への改定幅を縮小させる観点から、この比例デントン法を本格的に導入して推計することを記載しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、今回の作成方法の変更の概要でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

私も事前にお話を聞かせていただきまして、かなり大きな変更があったと思っておりますし、推計の結果を見ても成長率はほとんど変わってないようですが、水準がかなり変わったということですので、皆さん気を付けて御覧いただければと思います。

国民経済計算の改善につきましては、引き続き本委員会が作成基準の変更の答申でお示しした今後の課題等も踏まえ、着実な取組みをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題は以上ですので、次回につきまして事務局からお願いします。

○内閣府統計委員会担当室長 次回の日程は、1月20日ですけれども、時間が少し遅くなりまして、17時半から本日と同様にこの会議室で開催します。

議題につきまして、先ほどいろいろ御議論がありました小売物価統計調査、労働力調査、就業構造基本調査の変更等の答申を予定しております。

詳細については、別途御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 以上をもちまして、第52回の「統計委員会」は終了いたします。ありがとうございました。